

事 務 連 絡

令和3年12月28日

各都道府県衛生主管部（局）担当課 御中
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 御中
一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会 御中
株式会社日本政策金融公庫
国民生活事業本部生活衛生融資部 御中
内閣府沖縄振興局参事官（調査・金融担当） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

貸付制度実施要領の一部改正について

標記について、別添のとおり一部改正し、令和3年12月28日から実施することとしたので、この旨御了知願います。



財 政 第 5 0 6 号
薬生衛発1228第1号
令和3年12月28日

株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部
事業企画部長 宗 靖久 殿

財務省大臣官房政策金融課長 横 尾 光 輔

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長 成 松 英 範

貸付制度実施要領の一部改正について

標記の件について、別添のとおり一部改正し、令和3年12月28日から実施することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度実施要領 新旧

改正後	現行
<p data-bbox="208 308 1048 339">生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度実施要領</p> <p data-bbox="147 405 248 435">1 目的</p> <p data-bbox="159 451 1104 531">この要領は、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度要綱（以下「要綱」という。）の運用に関する細則を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="147 596 304 627">2 貸付対象</p> <p data-bbox="181 643 1104 866">(1) 要綱 2 中「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、新型コロナウイルス感染症の発生によって、当該事業者の事業活動に突発的に甚大な影響が発生しつつあるもの又は甚大な影響が発生すると懸念されるものをいう。なお、いわゆる「風評被害」等合理的・客観的な理由が必ずしも存在しないにもかかわらず事業活動に影響が生じるもの等を含む。</p> <p data-bbox="181 882 1104 1153">(2) 要綱 2 の(1)中「最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高」について、契約に基づき定期的に売上として計上される業種を営む者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により取引先に対し支払の免除若しくは猶予を実施している場合又は取引先からの支払い遅延がある場合は、当該金額を売上高から控除することができる。</p> <p data-bbox="181 1169 1104 1249">(3) 要綱 2 の(1)中「又はこれと同様の状況にあること」とは、次の①又は②に該当することをいう。</p> <p data-bbox="203 1265 1104 1393">① 前 3 年の全ての同期における売上高が特殊事情の影響を受けていたことにより、最近 1 ヶ月間の売上高及び過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高が前 3 年の全ての同期との比較においても 5%以</p>	<p data-bbox="1189 308 2029 339">生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度実施要領</p> <p data-bbox="1133 405 1234 435">1 目的</p> <p data-bbox="1144 451 2085 531">この要領は、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度要綱（以下「要綱」という。）の運用に関する細則を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="1133 596 1290 627">2 貸付対象</p> <p data-bbox="1167 643 2085 866">(1) 要綱 2 中「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、新型コロナウイルス感染症の発生によって、当該事業者の事業活動に突発的に甚大な影響が発生しつつあるもの又は甚大な影響が発生すると懸念されるものをいう。なお、いわゆる「風評被害」等合理的・客観的な理由が必ずしも存在しないにもかかわらず事業活動に影響が生じるもの等を含む。</p> <p data-bbox="1167 882 2085 1153">(2) 要綱 2 の(1)中「最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高」について、契約に基づき定期的に売上として計上される業種を営む者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により取引先に対し支払の免除若しくは猶予を実施している場合又は取引先からの支払い遅延がある場合は、当該金額を売上高から控除することができる。</p> <p data-bbox="1167 1169 2085 1249">(3) 要綱 2 の(1)中「又はこれと同様の状況にあること」とは、次の①又は②に該当することをいう。</p> <p data-bbox="1189 1265 2085 1393">① 前 3 年の全ての同期における売上高が特殊事情の影響を受けていたことにより、最近 1 ヶ月間の売上高及び過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高が前 3 年の全ての同期との比較においても 5%以</p>

改正後	現行
<p>上減少していない場合においては、最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高が、当該影響を受ける前の直近の同期に比較して 5%以上減少していること</p> <p>② 業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合等であって、最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高（業歴 6 ヶ月未満の場合は、開業から最近 1 ヶ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して 5%以上減少していること</p> <p>イ 過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高</p> <p>ロ 令和元年 12 月の売上高</p> <p>ハ 令和元年 10 月～12 月の平均売上高</p>	<p>上減少していない場合においては、最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高が、当該影響を受ける前の直近の同期に比較して 5%以上減少していること</p> <p>② 業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合等であって、最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高（業歴 6 ヶ月未満の場合は、開業から最近 1 ヶ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して 5%以上減少していること</p> <p>イ 過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高</p> <p>ロ 令和元年 12 月の売上高</p> <p>ハ 令和元年 10 月～12 月の平均売上高</p>
<p>3 資金使途</p> <p>(1) 要綱 3 に掲げる設備資金のうち、要綱 2 に掲げる者が必要とするものについては、老朽化に伴う取替や現状維持的な更新を目的とする設備資金及び業況回復等のために必要な設備資金を含む。</p> <p>(2) 要綱 3 に掲げる運転資金については、在庫品の補填、生産又は営業設備等の補修費のほか、休業、操業短縮等によりやむを得ず要した固定経費、売上減少、売上債権の固定等新型コロナウイルス感染症に起因して長期的に必要な資金を含む。</p>	<p>3 資金使途</p> <p>(1) 要綱 3 に掲げる設備資金のうち、要綱 2 に掲げる者が必要とするものについては、老朽化に伴う取替や現状維持的な更新を目的とする設備資金及び業況回復等のために必要な設備資金を含む。</p> <p>(2) 要綱 3 に掲げる運転資金については、在庫品の補填、生産又は営業設備等の補修費のほか、休業、操業短縮等によりやむを得ず要した固定経費、売上減少、売上債権の固定等新型コロナウイルス感染症に起因して長期的に必要な資金を含む。</p>
<p>4 貸付利率</p> <p>要綱の 5 の(2)に規定する利率については、0.05%を下限とする。</p>	<p>4 貸付利率</p> <p>要綱の 5 の(2)に規定する利率については、0.05%を下限とする。</p>
<p>5 保証人</p> <p>(1) 要綱 5 の(6)の①中「法人と経営責任者の一体性の解消が一定程度図ら</p>	<p>5 保証人</p> <p>(1) 要綱 5 の(6)の①中「法人と経営責任者の一体性の解消が一定程度図ら</p>

改正後	現行
<p>れていること」とは、直近の決算期（税務申告が未了の企業においては調査時）において事業活動上の必要が認められない法人から経営責任者への貸付金・仮払金等がないこと（総資産の1%以下又は100万円以下であること）をいう。</p> <p>(2) 要綱5の(6)の②中「債務超過でないこと」とは、令和2年1月29日時点における直近の決算期から本貸付の申込時点における直近の決算期までの間のいずれかの決算期(税務申告が未了の企業においては調査時)において債務超過となっていないことをいう。</p> <p>(3) 前2項中「直近の決算期」における確認について、直近の決算後の財務状況に変化がある場合、信憑性が高いと認められる疎明資料の提示等がある場合に限り、「直近の決算期」以降の時点において行うことができるものとする。</p> <p>6 遡及適用</p> <p>令和2年1月29日以降に貸付を受けた者であって、要綱の2及び3の要件に該当するもの又は衛生環境激変対策特別貸付制度要綱のうち、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成20年政令第143号）第8条第3号の規定に基づき、令和2年財務省・厚生労働省告示第1号、第2号、令和3年財務省・厚生労働省告示第1号、第2号、<u>第3号及び第4号</u>で主務大臣が指定した感染症等に係る貸付けを受けた者については、貸付当初に遡り要綱の5に定める貸付条件を適用できるものとする。</p>	<p>れていること」とは、直近の決算期（税務申告が未了の企業においては調査時）において事業活動上の必要が認められない法人から経営責任者への貸付金・仮払金等がないこと（総資産の1%以下又は100万円以下であること）をいう。</p> <p>(2) 要綱5の(6)の②中「債務超過でないこと」とは、令和2年1月29日時点における直近の決算期から本貸付の申込時点における直近の決算期までの間のいずれかの決算期(税務申告が未了の企業においては調査時)において債務超過となっていないことをいう。</p> <p>(3) 前2項中「直近の決算期」における確認について、直近の決算後の財務状況に変化がある場合、信憑性が高いと認められる疎明資料の提示等がある場合に限り、「直近の決算期」以降の時点において行うことができるものとする。</p> <p>6 遡及適用</p> <p>令和2年1月29日以降に貸付を受けた者であって、要綱の2及び3の要件に該当するもの又は衛生環境激変対策特別貸付制度要綱のうち、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成20年政令第143号）第8条第3号の規定に基づき、令和2年財務省・厚生労働省告示第1号、第2号、令和3年財務省・厚生労働省告示第1号、第2号<u>及び</u>第3号で主務大臣が指定した感染症等に係る貸付けを受けた者については、貸付当初に遡り要綱の5に定める貸付条件を適用できるものとする。</p>

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度実施要領

制定 令和2年3月17日
財政第93号、薬生衛発0317第2号
一部改正 令和2年5月8日
財政第205号、薬生衛発0508第1号
一部改正 令和2年7月1日
財政第268号、薬生衛発0701第1号
一部改正 令和2年10月1日
財政第394号、薬生衛発1001第2号
一部改正 令和2年12月21日
財政第472号、薬生衛発1221第1号
一部改正 令和3年1月22日
財政第16号、薬生衛発0122第1号
一部改正 令和3年7月1日
財政第291号、薬生衛発0701第1号
一部改正 令和3年12月1日
財政第475号、薬生衛発1201第1号
一部改正 令和3年12月28日
財政第506号、薬生衛発1228第1号

1 目的

この要領は、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度要綱（以下「要綱」という。）の運用に関する細則を定めることを目的とする。

2 貸付対象

- (1) 要綱2中「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、新型コロナウイルス感染症の発生によって、当該事業者の事業活動に突発的に甚大な影響が発生しつつあるもの又は甚大な影響が発生すると懸念されるものをいう。なお、いわゆる「風評被害」等合理的・客観的な理由が必ずしも存在しないにもかかわらず事業活動に影響が生じるもの等を含む。
- (2) 要綱2の(1)中「最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高」について、契約に基づき定期的に売上として計上される業種を営む者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により取引先に対し支払の免除若しくは猶予を実施している場合又は取引先からの支払い遅延がある場合は、当該金額を売上高から控除

することができる。

(3) 要綱 2 の(1)中「又はこれと同様の状況にあること」とは、次の①又は②に該当することをいう。

① 前 3 年の全ての同期における売上高が特殊事情の影響を受けていたことにより、最近 1 ヶ月間の売上高及び過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高が前 3 年の全ての同期との比較においても 5%以上減少していない場合においては、最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高が、当該影響を受ける前の直近の同期に比較して 5%以上減少していること

② 業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合等であって、最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高（業歴 6 ヶ月未満の場合は、開業から最近 1 ヶ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して 5%以上減少していること

イ 過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高

ロ 令和元年 12 月の売上高

ハ 令和元年 10 月～12 月の平均売上高

3 資金使途

(1) 要綱 3 に掲げる設備資金のうち、要綱 2 に掲げる者が必要とするものについては、老朽化に伴う取替や現状維持的な更新を目的とする設備資金及び業況回復等のために必要な設備資金を含む。

(2) 要綱 3 に掲げる運転資金については、在庫品の補填、生産又は営業設備等の補修費のほか、休業、操業短縮等によりやむを得ず要した固定経費、売上減少、売上債権の固定等新型コロナウイルス感染症に起因して長期的に必要な資金を含む。

4 貸付利率

要綱の 5 の(2)に規定する利率については、0.05%を下限とする。

5 保証人

(1) 要綱 5 の(6)の①中「法人と経営責任者の一体性の解消が一定程度図られていること」とは、直近の決算期（税務申告が未了の企業においては調査時）において事業活動上の必要が認められない法人から経営責任者への貸付金・仮払金等がないこと（総資産の 1%以下又は 100 万円以下であること）をいう。

(2) 要綱 5 の(6)の②中「債務超過でないこと」とは、令和 2 年 1 月 29 日時点における直近の決算期から本貸付の申込時点における直近の決算期までの間のいずれかの決算期（税務申告が未了の企業においては調査時）において債務超過となっていないことをいう。

(3) 前 2 項中「直近の決算期」における確認について、直近の決算後の財務状況に変化がある場合、信憑性が高いと認められる疎明資料の提示等がある場合に限り、「直近の決算期」以降の時点において行うことができるものとする。

6 遡及適用

令和 2 年 1 月 29 日以降に貸付を受けた者であって、要綱の 2 及び 3 の要件に該当するもの又は衛生環境激変対策特別貸付制度要綱のうち、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成 20 年政令第 143 号）第 8 条第 3 号の規定に基づき、令和 2 年財務省・厚生労働省告示第 1 号、第 2 号、令和 3 年財務省・厚生労働省告示第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号で主務大臣が指定した感染症等に係る貸付けを受けた者については、貸付当初に遡り要綱の 5 に定める貸付条件を適用できるものとする。